

2019年度

第15回みやこ祭

第1回 みやこ祭参加準備会議

日時：5月23日（木）16：30～

場所：11号館204番教室

項目

| | |
|---|------|
| 1. 大学祭総会とみやこ祭参加準備会議の違いについて..... | p.1 |
| 2. 渉外局より | p.2 |
| (1) 協賛企業の紹介..... | p.2 |
| (2) 協賛に関する注意点 | p.3 |
| 3. 安全委員会より | p.5 |
| (1) 安全委員会の設置..... | p.5 |
| (2) 供託金制度..... | p.7 |
| (3) 補償金制度..... | p.9 |
| (4) 安全管理責任者の選出..... | p.12 |
| (5) 講堂使用について..... | p.13 |
| (6) その他 | p.14 |
| 4. 事務局より | p.19 |
| 5. 広報局より | p.20 |
| (1) 第15回みやこ祭テーマ発表とロゴデザインについてのお知らせ | p.20 |
| (2) 第15回みやこ祭ポスターデザイン公募について..... | p.21 |
| 6. その他..... | p.23 |

1. 大学祭総会とみやこ祭参加準備会議の違いについて

2008年度から大学祭実行委員会は「大学祭総会」と「みやこ祭参加準備会議」の2つの会議を運営しています。今年度も同様に2つの会議を運営していくため、改めてそれぞれの会議の参加対象の違いと特徴について詳しく説明します。

「大学祭総会」について

■ 参加対象

首都大学東京文化部連合、首都大学東京体育会、首都大学東京サークル連合のいずれかに加盟する団体の代表者各1名。ただし、南大沢キャンパスに所属する学部生または院生のみ参加および傍聴することができます。

■ 会議の特徴

大学祭の方向性を決定する会議です。各団体の代表者からの意見をもとに方向性を決定します。

「みやこ祭参加準備会議」について

■ 参加対象

大学祭に参加しようと考えている全ての団体の代表者。

■ 会議の特徴

大学祭参加についてのお知らせや各種申請、大学祭の運営に関わることを決める会議です。大学祭にて企画や模擬店に参加する場合は、この会議に参加しなければなりません。

それぞれの会議は開催の約1週間前に公示されます。インフォメーションギャラリーに設置される看板等でご確認ください。

2. 渉外局より

(1) 協賛企業の紹介

大学祭実行委員会是一般企業から協賛を頂いており、頂いた協賛金や物品はみやこ祭の更なる発展と参加していただく団体の方々のために使用しております。

そこで、第15回みやこ祭に参加していただく団体の皆様にもご協力をお願いしたいと考えております。

■ 株式会社ネオ倶楽部

オリジナルのTシャツやパーカー等を制作している企業です。

団体用のTシャツやパーカー等を作る際によろしければご利用ください。

詳細は別紙の資料をご参照ください。

■ 株式会社リクルートキャリア

詳細は企業の担当者から説明があります。

(2) 協賛に関する注意点

近年、みやこ祭において企業協賛を受ける団体が増えつつあります。本学は東京都が運営する公立大学法人であり、その運営費の多くが都民の税金である運営費交付金で賄われていることから、大学の敷地・建物内において民間企業からの協賛を受ける上で以下のように範囲が定められています。

本学において実施可能な企業協賛の範囲

① 学生が発行する印刷物、パンフレット等への広告掲載

学生が自主的に発行した印刷物、パンフレット等に広告を掲載すること。

② ホームページへのバナー広告掲載

学生が開設したホームページのトップ等にバナー広告を掲載すること。

③ イベントの賞品としての物品提供

大学祭で開催される様々なイベントの賞品として、企業から製品・試供品等の提供を受けること。ただし、配布は本学の学生自身で行うこととし、学生が企業から派遣されたスタッフ等による配布・宣伝活動等イベントに直接参加することは禁止とする。また、企業から支給・貸与された宣伝販促用ユニフォーム等を学生が着用することは禁止とする。

本学において実施が認められない企業協賛の範囲

① 民間企業のブース設置および民間企業からのスタッフ等の派遣を受けること

大学祭期間中、構内に民間企業のブーススペース等を設置し、民間企業から派遣されたスタッフ等が販売活動、宣伝活動、試供品頒布等を行うこと。

② 構内およびイベントステージ上への企業看板・ポスター・のぼり旗設置

③ その他、本学の名誉と信頼を失うような行為

企業協賛に関わる質問等がございましたら、お手数ですが件名と本文に氏名を記載したうえで下記のメールアドレスまでご連絡ください。

メールアドレス：miyakofes.shogai@gmail.com

(右の QR コードからも読み取れます)



より良いみやこ祭を作るためにご協力よろしくお願いたします。

3. 安全委員会より

(1) 安全委員会の設置

1. 趣旨

みやこ祭は「自主管理・自主運営」の理念のもとに運営されています。この理念に基づいた大学祭を行うために、昨年度までのみやこ祭に引き続き安全委員会を設置します。

2. 安全委員会の役割

① 最低限のルール作り

「自主管理・自主運営」の理念のもと、みやこ祭を安全に運営するために必要な最低限のルールを規定します。

② 安全防災に関する呼びかけ

事件・事故の防止のため、参加団体をはじめ、大学祭に参加するすべての方に、防犯や火気使用、アルコール販売など安全に関する注意を呼びかけます。

③ 会場管理・情報収集・事故処理

大学祭期間中の清掃・ごみ処理の管理や駐車場整備、会場内の巡回および事件・事故等の情報収集とその対応を行います。

3. 安全委員会の構成

① 安全委員会本部

学生自治会、学生ホール管理運営委員会、首都大学東京体育会本部、首都大学東京文化部連合、首都大学東京サークル連合の代表者各1名と、大学祭実行委員会の代表者2名の計7名で構成されます。

大学祭期間中は学生ホール資料作成室に安全委員会本部を設置し、常時待機者を置きます。

② 参加団体

屋内参加団体はフロアごとに、模擬店参加団体はブロックごとに代表団体を選出させていただきます。それぞれのエリアの代表団体の安全管理責任者には、担当のエリア内の安全衛生状況の点検および安全委員会本部への報告をしていただきます。

③ 安全管理責任者

各参加団体の部長・幹部にあたる方を1名選出させていただきます。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

(2) 供託金制度

1. 趣旨

供託金制度には、大学祭期間中のあらゆる問題を防ぎ、大学祭を円滑に進めること、また私たち学生が大学との信頼関係を築き、来年度以降の大学祭を無事に行うことを保証する目的があります。

過去の大学祭において、飲酒に関連した問題が頻発し、飲酒行為は全面禁止となりました。そして、未だに危険な飲酒をする光景が見られ、「自主管理・自主運営」の理念が十分に浸透しているとは言えない状況です。

過去に飲酒に関連した問題が起こってしまった以上、私たちはこの問題を真摯に受け止め、再発防止に努めなければなりません。安全委員会は私たち全員が問題の重みを理解し、責任を持つべきだと考えています。

今年度の大学祭において飲酒に関連した問題が発生した場合、来年度以降の大学祭が飲酒解禁のもとに行われるという保証はありません。

2. 制度内容

- ① 大学祭に参加する全ての団体は供託金として参加形態に応じた金額を大学祭実行委員会に納めるものとします。「大学祭に参加する全ての団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加の団体を指します。
- ② 大学祭期間中に問題を起こし、それが悪質であると安全委員会が判断した場合、対象の団体から処分として供託金を没収します。
- ③ 「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、問題を起こさなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返却を行います。なお、没収した供託金は公的機関に寄付させていただきます。

3. 対象・金額

- ① 営利を目的としないゼミおよび研究室単位での参加団体には、供託金を課しません。
- ② 営利を目的としない参加団体のうち、上記①に該当しない参加団体には5,000円を課します。
- ③ 営利を目的とする参加団体のうち、上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体およびクラス・ゼミ・研究室単位での参加団体には10,000円を課します。
- ④ 営利を目的とする参加団体のうち、上記③に該当しない参加団体には20,000円を課します。

※ 上記①～④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額を支払っていただきます。

4. 納入期限

参加申請と同時に大学祭実行委員会に納めることを原則とします。

納入期限は6月13日(木)です。納入の際には郵便局で振り込みをしていただきます。

詳しい納入方法は本日配付した『第15回みやこ祭事務手続きの手引き1』をご覧ください。払込取扱票も同時に配付します。

5. 管理

供託金の管理は大学祭実行委員会が行います。

6. 返却

「大学祭期間中における違反事項に関する条規」を守り、違反事項を行わなかった団体には、大学祭終了後に供託金の返却を行います。返却の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返却期限を過ぎても受け取りに来なかった団体には、大学祭実行委員会から連絡をします。それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付させていただきます。ご了承ください。

(3) 補償金制度

1. 趣旨

補償金制度は、参加団体全体で「自主管理・自主運営」を行っていくという大学祭の理念に基づいて実施しています。

安全委員会は、大学祭期間中に大学構内施設において当事者不明の汚損・破損があった場合、参加団体全体でその責任を分担する必要があると考えています。大学祭期間中に大学内の施設に著しい汚損・破損が見られた場合、来年度以降その施設が使用禁止となり、大学祭を開催できなくなる恐れがあります。

そのような事態を起こさないために、また例年使用している施設に加えて来年度以降新たな施設の使用を可能にするために、この制度は必要なものです。そして、責任を各団体に分担することによって、「自主管理・自主運営」の理念を団体の方々に理解していただけたと思います。さらに各団体で注意し合うことで、大学祭期間中の汚損・破損箇所を減少させることに繋がると考えています。

2. 制度の内容

大学祭の参加団体に規定の金額を補償金として大学祭実行委員会に納めていただきます。

大学祭期間中に当事者不明の汚損・破損があった場合、補償金から修理費をまかない、その修理費を差し引いた額を返却します。ただし、責任の所在が明らかな場合や本人がその汚損・破損を認めた場合は、汚損・破損した本人が弁償することとします。

(適用例)

1 団体あたりの補償金の金額が 5,000 円、参加団体が 100 団体であったとすると、補償金合計額は

$$5,000 \text{円} \times 100 \text{団体} = 50 \text{万円}$$

となります。大学祭期間中に当事者不明の窓ガラスの破損が発見されたと仮定します。その修理費が 15 万円であったとすると、1 団体あたりへの返却額は

$$(50 \text{万円} - 15 \text{万円}) \div 100 \text{団体} = 3,500 \text{円}$$

となります。

責任の所在が特定できない汚損・破損が見られた場合、補償金制度を適用する場合がありますので、各団体が汚損・破損のないように各施設を使用してください。

3. 対象・金額

大学祭に参加する全ての団体に一律5,000円を課します。ただし、弁償額が補償金の限度を超えた場合は追加徴収するものとします。また、一つの団体で複数の参加申請をする場合も、参加申請の数に関わらず5,000円とします。「大学祭に参加する全ての団体」とは、模擬店参加、屋内参加、特別参加の団体を指します。

4. 納入期限

参加申請と同時に大学祭実行委員会に納入することを原則とします。

納入期限は6月13日(木)です。納入の際には郵便局で振り込みをしていただきます。

詳しい納入方法は本日配付する『第15回みやこ祭事務手続きの手引き1』をご覧ください。払込取扱票も同時に配付します。

5. 管理

補償金の管理、大学への修理費の支払いは大学祭実行委員会が行います。大学祭終了後、大学祭実行委員会が会計報告をします。

6. 返却

補償金の適用に該当するような汚損・破損がなかった場合は、全額を返却します。補償金の適用に該当する汚損・破損が発見された場合は、修理費を差し引いた額を返却します。返却の日程・場所は決まり次第お知らせします。

なお、返却期限を過ぎても受け取りに来なかった団体には、大学祭実行委員会から連絡をします。それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付させていただきます。ご了承ください。

7. 清掃費

例年、大学祭終了後に大学構内の敷石の油染みが目立ちます。その責任の多くは模擬店参加団体にあると考え、補償金の適用外とします。大学構内の敷石の油染みの除去を含む清掃を業者に委託します。その清掃費として模擬店参加団体から1日あたり**1,000円**を徴収し、大学祭実行委員会でも50,000円を負担します。(追加徴収はありません。)

なお、徴収した清掃費は全額大学構内の地面の清掃に使用しますので、返却はありません。

清掃費については、模擬店経費等の徴収の際に大学祭実行委員会に支払っていただきます。清掃費の管理、支払い、会計報告は大学祭実行委員会が行います。

(4) 安全管理責任者の選出

1. 安全管理責任者とは

「(1) 安全委員会の設置」(p.2 参照)で述べた通り、各参加団体には1名ずつ安全管理責任者を選出していただきます。安全管理責任者は大学祭を安全に運営するにあたり重要な役割を担います。安全管理責任者の選出の詳しい手順については本日配付した『第15回みやこ祭事務手続きの手引き1』をご覧ください。

※ 形態ごとに1名選出する必要はありません。複数の形態で参加する場合でも、安全管理責任者は1団体1名のみの選出となります。

2. 役割

- ① 安全防災に関する理念を理解し、団体内に浸透させる。
- ② 安全管理責任者会議に出席し、その内容を団体内で共有する。
- ③ 大学祭期間中の安全防災に努める。

詳しくは10月16日(水)・18日(金)に行う安全管理責任者会議にて説明します。

(5) 講堂使用について

安全委員会では、大学祭期間中の講堂における重大な汚損・破損および事故を防ぐため対策を講じており、今年度も以下のような体制を継続していきます。

- 講堂使用団体は、事前に各種「講堂ホール設備技術者講習会」を受講して講堂免許を取得し、免許取得者のみが各設備を操作する。
- 各団体が講堂を使用する前と後には、大学祭実行委員会の講堂免許取得者とともに講堂内に汚損・破損がないかのチェックをする。
- 使用後に汚損・破損が見つかった場合には、その清掃費や修繕費を該当団体が負担する。

一昨年度は講堂免許を所持していない方が講堂の機器操作を行おうとすることがありました。講堂使用の不備は重大な事故につながります。講堂使用団体には講堂施設の汚損・破損に十分に気を付けていただくとともに、講堂免許取得者が講堂機器を操作するようお願いいたします。万が一、今年度も一昨年度と同様の問題が起こってしまった場合、今年度や来年度の講堂使用に制限をかけるおそれがあります。ご了承ください。

(6) その他

以下の「大学祭期間中における違反事項に関する条規」と「安全防災規約」は昨年度のもので、今年度は変更の可能性がありますので、参考までにご覧ください。

I 大学祭期間中における違反事項に関する条規

第1条（趣旨）

この規約は、大学祭期間中において参加団体が大学祭を「自主管理・自主運営」していくに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※ 「参加団体」とは模擬店参加・屋内参加・特別参加で参加する団体を指す。

第2条（施行時期）

この規約は平成30年度大学祭にのみ適用される。ただし、第5条③は除く。

第3条（参加申請）

平成30年度大学祭に参加するすべての団体は、大学祭における安全防災の保証のため、のちに掲げる第7条に定める通り参加申請と同時に供託金を大学祭実行委員会（大学祭期間中は「大学祭本部」と称する）に納めなければならない。

※ 「大学祭に参加するすべての団体」とは、模擬店参加・屋内参加・特別参加で参加する団体を指す。

第4条（違反事項）

大学祭期間中における違反事項は次の通りとする。

- ① 飲酒に絡んだ問題を起こした場合。特に未成年飲酒に絡んだ問題や近隣住民に迷惑を及ぼす場合。飲酒に絡んだ問題が起きた場合、それ以後の大学祭期間中の飲酒に全面禁止を含む何らかの制限を課す。
- ② 完全退構時刻以降に構内に残っており、かつ安全委員会の警告に応じず退構しなかった場合。ただし、特別に認められている場合は除く。
- ③ 大学の定める各規則、規約等に著しく違反する場合。
- ④ 安全委員会本部の警告に応じない場合。
- ⑤ 法律に著しく違反する場合。

第5条（処分）

安全委員会本部が第4条に違反していると判断した団体への処分はその度合いにより以下のいずれか、もしくはその複数とする。

- ① 供託金を没収する。
- ② 今年度、大学祭への継続参加を認めない。
- ③ 来年度以降、一定期間の大学祭への参加を認めない。

第6条（参加団体以外の大学祭参加者及び来場者への対応）

参加申請を提出していない大学祭参加者及び来場者が違反などを犯した場合、ただちに、大学祭本部および安全委員会本部と、大学側との協議の上で何らかの処罰を講ずる。

第7条（供託金の金額）

- ① 営利を目的としないゼミ及び研究室単位での参加団体には、供託金を課さない。
- ② 営利を目的としない参加団体のうち第7条①に該当しない場合は、5,000円とする。
- ③ 営利を目的とする参加団体のうち上部団体（体育会・文化部連合・サークル連合）に加盟している団体、及びクラス、ゼミ、研究室単位での参加団体は、10,000円とする。
- ④ 営利を目的とする参加団体のうち第7条③に該当しない参加団体は、20,000円とする。

※ 上記①から④の複数の形態で参加する団体は、その中で最も高い金額とする。

第8条（供託金の返却）

処分を受けなかった団体の供託金は、大学祭終了後に機会を設けて返却する。

第9条（供託金の使途）

没収した供託金は公的機関に寄付する。なお、供託金を期日までに受け取りに来なかった団体に関しては、大学祭実行委員会から連絡をするが、それでも受け取りに来なかった場合、公的機関に寄付する。

第10条（飲酒の終了時刻）

午後8時30分をもって飲酒を終了とする。

第11条（行事の終了時刻）

午後9時をもって大学祭の行事をすべて終了とする。

第12条（完全退構時刻）

午後9時30分までに構内から完全退出とする。ただし、特別に認められている場合を除く。

II 安全防災規約

第1条（趣旨）

この規約は、大学祭期間中において参加団体が大学祭を「自主管理・自主運営」していくに際し、更なる安全防災を図るために定めるものである。

※ 「参加団体」とは模擬店参加・屋内参加・特別参加で参加する団体を指す。

第2条（施行時期）

この規約は平成30年度大学祭にのみ適用される。ただし、第6条は除く。

第3条（火気使用）

- ・屋内での火気使用は禁止する。
- ・所定の場所に設けられた喫煙所以外での喫煙は禁止する。
- ・火気を使用する団体は安全委員会に届け出を行い、消火バケツ等を用意する
- ・プロパンボンベ・カセットコンロ・発電機・その他火気を使用する団体は、事前に安全委員会に届け出を行い、安全に留意して使用する。
- ・発電機を使用する団体は、消火器を常備する。
- ・模擬店で使用するプロパンボンベ、発電機のガソリンは大学祭期間中、毎日所定の場所に返却する。
- ・カセットコンロを使用する際はボンベの管理をしっかりと行い、使用しない時はボンベを外す。
- ・焚火・花火・爆竹等を使用する催しは事前に安全委員会への届け出を必要とし、検討した上で認められたものに限る。

第4条（安全防災・会場整備）

- ・会場に、看板・テント等を設置する場合は安全委員会に届け出を行い、危険のないようにする。
- ・非常口・緊急車両の通路・消火栓前スペース・点字ブロックはふさがないようにする。
- ・許可なく場所を占拠しての楽器演奏などは禁止する。
- ・大学祭期間中、安全に関する問題や、暴力行為・破損行為・緊急事態があった場合は、その收拾とともに責任の所在を明らかにするよう努める。

- ・大学祭期間中の構内施設の汚損・破損については補償金制度の規定に基づく。
- ・その他、公立大学法人首都大学東京南大沢キャンパス校舎管理規定に従う。ただし、日曜・祝日の施設使用時間については平日と同様にする。

第5条（その他）

- ・午後9時をもって大学祭行事すべてを終了し、午後9時30分までに構内から完全に退出する。なお、構内にとどまることができる者は事前に安全委員会に届け出を行い、検討した上で認められた者に限る。
- ・屋外での音出しは、午前9時30分から午後7時までとする。
- ・騒音には十分に注意する。屋外で音を出す場合、各所で大学祭実行委員会によって定められた音量以上の音を出さない。また、施設内で音を出す場合は、施設の防音能力を超える音は出さない。
- ・電力を使用する場合は、必ず定められた場所から電力をとり、決められた容量以上は使用しない。
- ・飲食物を取り扱う団体は、事前に安全委員会に届け出を行い、届け出をしていない飲食物の販売は行わない。また、保健所の指示に従って衛生面には十分注意する。
- ・指定された仮設流し場を使用し、トイレの水道や散水栓などは使用しない。
- ・医療体制は安全委員会が医務室及び近隣の病院に依頼し、その指示に従う。
- ・その他、周囲の人に甚だしい迷惑をかける行為や、大学祭にふさわしくないと大学祭本部及び安全委員会本部が判断した行為は行わない。

第6条（処分）

第3条、第4条及び第5条について甚だしい違反があった場合には、安全委員会本部から「警告」を行う。警告に応じない団体に対しては「大学祭期間中における違反事項に関する条規」による処分を適用する。また、安全委員会が定めた夜間残留・騒音についての違反も同条規による処分を適用する。

4. 事務局より

別冊の『第15回みやこ祭事務手続きの手引き1』をご覧ください。

5. 広報局より

(1) 第15回みやこ祭テーマ発表とロゴデザインについてのお知らせ
今年度のテーマは、大学祭実行委員会内部で候補を募集し、選考を重ねました。
その結果、第15回みやこ祭のテーマは

「Lasting」

に決定しました。

今年度のテーマ「Lasting」には、首都大学東京としての“最後”（Last）のみやこ祭にふさわしい大切なものにしたいという意味と、東京都立大学に名称変更されてからもみやこ祭が永遠に“続いて”（Lasting）いきますようにという意味が込められています。

今年度のテーマ「Lasting」のロゴデザインについては、昨年度と同様に、大学祭実行委員会内部で候補を募集し、決定させていただくことになりました。ご了承ください。

ご不明な点等がございましたら、お手数ですが件名と本文に氏名を記載したうえで下記のメールアドレスまでご連絡ください。

メールアドレス：miyakofes.tmu@gmail.com

（右のQRコードからも読み取れます）



(2) 第15回みやこ祭ポスターデザイン公募について

今年度の大学祭のポスターを公募します。

テーマの「Lasting」に沿ったデザインで作成するようお願いいたします。

【募集方法】

| | |
|--------|---|
| 完成品サイズ | A2判 |
| 制作方法 | 《データの場合》 Illustrator・Photoshop (いずれもCS6バージョンまで) 画像データはjpgなどの結合されたものではなく、レイヤーが確認できるpsd等のファイル形式で保存してください。 《手書きの場合》 書いていただいたものを大学祭実行委員会でスキャンし、Illustratorのデータに起こします。 画材の指定は特にありません。 |
| 掲載情報 | ポスターには必ず以下の情報を載せてください。 デザインとしての省略は構いません。 ① 首都大学東京 ② 南大沢キャンパス 南大沢駅から徒歩5分 ③ 第15回みやこ祭 ④ 2019年11月3日(日・祝)～5日(火) ⑤ 周辺地図 |
| 応募先 | USBメモリに保存した画像データ、または手書きのポスターをご持参の上、大学祭実行委員会室(学生ホール206)までお越しください。 |

【受付期間】 5月24日(金)～6月27日(木)(土日祝日を除く)

各日12:00～18:00

6月13日(木)の「第2回 みやこ祭参加準備会議」終了後にも受け付けます。

【採用通知】 採用された方には大学祭実行委員会から直接ご連絡します。

また、粗品をお渡しします。

- ※ デザインは製作者との打ち合わせの上、微調整する場合があります。
- ※ その他、ロゴやホームページのアドレス、QR コード等を加えさせていただく場合があります。

ご不明な点等がございましたら、お手数ですが件名と本文に氏名を記載したうえで下記のメールアドレスまでご連絡ください。

メールアドレス：miyakofes.tmu@gmail.com

(右の QR コードからも読み取れます)



6. その他

◆ 今後の会議の日程

- 第2回 みやこ祭参加準備会議
日時：6月13日（木） 16：30～（予定）
場所：11号館204番教室

- 第2回 大学祭総会
日時：6月27日（木） 16：30～（予定）
場所：11号館204番教室

- 第3回 みやこ祭参加準備会議
日時：9月12日（木） 16：30～（予定）
場所：未定

- 第4回 みやこ祭参加準備会議
日時：9月26日（木） 16：30～（予定）
場所：未定

- 第5回 みやこ祭参加準備会議
日時：10月10日（木） 16：30～（予定）
場所：未定

- 第3回 大学祭総会
日時：11月14日（木） 16：30～（予定）
場所：未定

- 第15回みやこ祭報告会議
日時：12月5日（木） 16：30～（予定）
場所：未定

◆ 会議日程のお知らせについて

大学祭総会およびみやこ祭参加準備会議についてのお知らせは、メールや看板だけでなく、**Twitter**でも行っております。

ユーザー名は「@miyakomatsuri」となっています。フォローやご確認をよろしくお願いいたします。

2019年度 第1回 みやこ祭参加準備会議 資料

発行 首都大学東京南大沢キャンパス大学祭実行委員会

所在 学生ホール206 大学祭実行委員会室

連絡先 042-677-1111 (内線 2323)

mepo.jimukyoku15th@gmail.com

HP <http://miyakomatsuri.com>



メールアドレス



HP